

## 概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、通勤災害及び業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

## 要 旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、事業場への通勤途中に交通事故に遭い、○病院に搬送され、「両中指中節骨骨折、左肋軟骨損傷、頭部打撲、右大腿部打撲血腫、全身打撲、顔面挫傷」と診断され、入院及び通院加療後、○整形外科を受診し、「外傷性頸部症候群、腰部挫傷」と診断された。その後、○メンタルクリニックを受診し、「抑うつ神経症」と診断された。

請求人は、通勤災害により精神障害を発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に休業給付の請求をしたところ、監督署長は、通勤災害及び業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

請求人が不安抗うつ症を発症したのは、通勤災害によるものであることが明らかであり、早期に復職を求めたうえ、復職後に何ら配慮もしなかった会社にも責任があり、また、職場の上司の言動・恫喝、辞職勧告により、過大な精神的負荷があったことは明らかである。したがって、通勤災害及び業務上の災害とは認められないとして行った監督署長の不支給決定処分は誤りである。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

#### (1) 発症時期

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F 32 うつ病エピソード」を平成○年○月○日頃に発症したと認められる。

#### (2) 業務による心理的負荷の評価

・ 通勤途中に交通事故に遭ったことは、「重度の病気やケガをした」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」であるが、事故発生から6か月近く経過してから不調を訴えていることや当初の傷病が重篤とはいえ、怪我の程度からみて、心理的負荷の強度を「Ⅱ」に修正した。

・ 職場におけるトラブルについては、「同僚とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅰ」である。

・ いずれの出来事も、心理的負荷の強度の修正は必要ない。

・ 出来事後の状況が持続する程度による心理的負荷については、評価すべきものはない。よって、通勤災害及び業務による心理的負荷の総合評価は「中」と判断される。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

業務以外の要因による心理的負荷は認められない。

特段の個体的要因は認められない。

(4) 結論

以上から、通勤災害及び業務による心理的負荷の総合評価は「中」であり、請求人に発症した精神障害は、通勤災害及び業務上の事由によるものとは認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F 32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月〇日頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

・ 通勤途中に交通事故に遭ったことは、「重度の病気やケガをした」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」であるが、事故発生から6か月近く経過してから不調を訴えていることや当初の傷病が重篤とはいえ、怪我の程度からみて、心理的負荷の強度を「Ⅱ」に修正した。

・ 職場において、いつどのようなトラブルがあったのかについて、詳細を確認することはできなかったものの、少なくとも経営に責任を負う役職間で何らかの感情的な対立があったものと考えられ、これを出来事として当てはめると、「同僚とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅰ」である。

・ いずれの出来事も、心理的負荷の強度の修正は必要ない。

・ 出来事後の状況が持続する程度による心理的負荷については、評価すべきものはない。よって、通勤災害及び業務による心理的負荷の総合評価は「中」と判断される。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

請求人の申述等からは、特段の心理的負荷は認められない。

既往歴として、精神科の受診歴が認められる。

(4) 結論

以上から、通勤災害及び業務による心理的負荷の総合評価は「強」とは認められないことから、請求人に発症した精神障害は、通勤災害及び業務上の事由によるものと認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った休業給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。